

資料4

宮城県上工下水一体官民連携運営事業 (みやぎ型管理運営方式)

事業概要書(案)概要版 (第3回検討会との対照)

平成30年3月22日

宮城県
株式会社日本総合研究所

変更箇所については、
第3回はアンダーラインで、第4回は~~朱書き~~で表示

事業概要書 目次

1. 用語の定義
2. 事業の名称
3. 公共施設等の管理者の名称
4. 事業の背景・目的
5. 事業の基本方針
6. 事業の基本構成
7. 事業方式
8. 事業の対象施設と運営権者の業務範囲
9. 事業内容
10. 事業期間
11. 料金及び負担金
12. 費用負担
13. 運営権者が受領する権利・資産
14. 県から運営権者への立上げ支援
15. 運営権者が支払う運営権対価
16. 事業計画
17. モニタリング
18. サービス品質未達のペナルティー
19. 不可抗力事象への対応
20. 不可抗力事象以外のリスク分担
21. 保険
22. 運営権者の権利義務に関する制限及び手続
23. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置
24. 別紙一覧

※ 本事業概要書は、平成29年10月30日時点までの検討結果に基づく内容であり、今後の検討結果を踏まえ、変更する可能性がある。

1 用語の定義

用語	定義
3事業	県が運営する「水道用水供給事業」、「工業用水道事業」、「流域下水道事業」の総称
9個別事業	水道用水供給事業の「大崎広域水道事業」、「仙南・仙塩広域水道事業」、工業用水道事業の「仙塩工業用水道事業」、「仙台圏工業用水道事業」、「仙台北部工業用水道事業」、流域下水道事業の「仙塩流域下水道事業」、「阿武隈川下流流域下水道事業」、「鳴瀬川流域下水道事業」、「吉田川流域下水道事業」の計9つの個別事業の総称
経営	事業計画の作成、実施体制の確保、財務管理、委託、料金の収受、モニタリング等事業全体を管理・遂行すること
施設運営	公共施設等運営権の対象となる施設が、要求水準に定めるサービス品質(水量、水質等)を安定して発揮できるように、施設の運転、維持管理、修繕及びそれに付随する業務を実施すること
運転	対象施設が果たすべきサービス品質を実現するため、対象施設で安定的な処理を行うほか、日常点検、水質試験等を行うこと
維持管理	定期点検・保守、部品調達、清掃等、本施設の機能を保持するための業務を行うこと(更新は伴わない)
修繕	故障若しくは損傷した設備の一部を取り換えること
改築	更新及び附設の総称
更新	既存の設備の全部を取り換えること
附設	附帯事業の実施に必要な設備を導入すること
附帯事業	本事業と一緒にすることで、事業の効率性の向上が期待できる事業
任意事業	本事業用地及び施設において、運営権者が自らの負担で行う独立採算事業

事業概要書 目次

- 1 用語の定義
- 2 事業の名称
- 3 公共施設等の管理者の名称
- 4 事業の背景・目的
- 5 事業の基本方針
- 6 事業の基本構成
- 7 事業方式
- 8 運営権設定 対象施設と運営権者の業務範囲
- 9 事業内容
- 10 事業期間
- 11 利用料金
- 12 費用負担
- 13 運営権者が受領する権利・資産
- 14 県から運営権者への立上げ支援
- 15 運営権者の会計処理
- 16 事業計画
- 17 モニタリング
- 18 要求水準未達のペナルティー
- 19 リスク分担
- 20 保険
- 21 運営権者の権利義務に関する制限及び手続
- 22 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置
- 23 別紙一覧

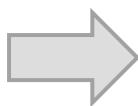
※ 本事業概要書は、平成30年3月22日時点までの検討結果に基づく内容であり、今後の検討結果を踏まえ、変更する可能性がある。

1

1 用語の定義

用語	定義																
3事業	宮城県が運営する「水道用水供給事業」、「工業用水道事業」、「流域下水道事業」の総称																
9個別事業	水道用水供給事業の「大崎広域水道事業」、「仙南・仙塩広域水道事業」、工業用水道事業の「仙塩工業用水道事業」、「仙台圏工業用水道事業」、「仙台北部工業用水道事業」、流域下水道事業の「仙塩流域下水道事業」、「阿武隈川下流域下水道事業」、「鳴瀬川流域下水道事業」、「吉田川流域下水道事業」の計9つの個別事業の総称																
経営	事業計画の作成、事業実施体制の構築、財務管理、料金の収受、セルフモニタリング等事業全体を管理・遂行すること																
施設運営	<table border="1"> <tr> <td>維持管理</td> <td>公共施設等運営権の対象となる施設が、要求水準(水量、水質等)を遵守するように、施設の運転、保守点検、修繕及びこれらに付随する業務を実施すること</td> </tr> <tr> <td>運転</td> <td>運営権設定対象施設が果たすべき要求水準を実現するため、運営権設定対象施設で安定的な処理を行うほか、日常点検、水質試験等を行うこと</td> </tr> <tr> <td>保守点検</td> <td>定期点検・保守、部品調達等、施設の機能を保持するための業務を行うこと</td> </tr> <tr> <td>修繕</td> <td>故障若しくは損傷した設備の一部を取り換えること</td> </tr> <tr> <td>改築</td> <td>更新及び附設の総称</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td>既存の設備の全部を取り換えること</td> </tr> <tr> <td>長寿命化</td> <td>所定の耐用年数を新たに確保するため、既存の設備の一部を取り換えること。</td> </tr> <tr> <td>附設</td> <td>附帯事業の実施に必要な設備を導入すること</td> </tr> </table>	維持管理	公共施設等運営権の対象となる施設が、要求水準(水量、水質等)を遵守するように、施設の運転、保守点検、修繕及びこれらに付随する業務を実施すること	運転	運営権設定対象施設が果たすべき要求水準を実現するため、運営権設定対象施設で安定的な処理を行うほか、日常点検、水質試験等を行うこと	保守点検	定期点検・保守、部品調達等、施設の機能を保持するための業務を行うこと	修繕	故障若しくは損傷した設備の一部を取り換えること	改築	更新及び附設の総称	更新	既存の設備の全部を取り換えること	長寿命化	所定の耐用年数を新たに確保するため、既存の設備の一部を取り換えること。	附設	附帯事業の実施に必要な設備を導入すること
維持管理	公共施設等運営権の対象となる施設が、要求水準(水量、水質等)を遵守するように、施設の運転、保守点検、修繕及びこれらに付随する業務を実施すること																
運転	運営権設定対象施設が果たすべき要求水準を実現するため、運営権設定対象施設で安定的な処理を行うほか、日常点検、水質試験等を行うこと																
保守点検	定期点検・保守、部品調達等、施設の機能を保持するための業務を行うこと																
修繕	故障若しくは損傷した設備の一部を取り換えること																
改築	更新及び附設の総称																
更新	既存の設備の全部を取り換えること																
長寿命化	所定の耐用年数を新たに確保するため、既存の設備の一部を取り換えること。																
附設	附帯事業の実施に必要な設備を導入すること																
附帯事業	本事業と一緒にして、事業の効率性の向上等が期待できる事業。改築事業として実施し、費用は利用料金で回収する																
任意事業	本事業用地及び施設において、運営権者が自らの負担で行う独立採算事業																

2



(変更なし)

3 公共施設等の管理者の名称（平成29年10月時点）

- ・宮城県知事 流域下水道事業
- ・宮城県公営企業管理者 水道用水供給事業, 工業用水道事業

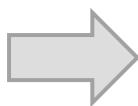
2 事業の名称

宮城県上工下水一体官民連携運営事業(みやぎ型管理運営方式)

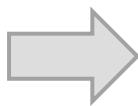
3

3 公共施設等の管理者の名称

- ・宮城県知事 流域下水道事業
- ・宮城県公営企業管理者 水道用水供給事業, 工業用水道事業
(平成30年3月時点)



(変更なし)



(変更なし)

4 事業の背景・目的

背景

県の上工下水事業の現状

- ・ 水道用水供給事業: 県下35市町村のうち、25市町村に対し、日量約26万m³を供給
- ・ 工業用水道事業: 仙台港地区と内陸部の仙台北部中核工業団地を中心に、日量約5.5万m³を供給
- ・ 流域下水道事業: 仙塩・阿武隈川下流・鳴瀬川・吉田川他の7流域において、日量約28万m³の汚水を処理

目的

県の上工下水事業が抱える課題

- ・ 収益減少: 人口減少社会の進展により、今後、供給水量や処理水量の減少が見込まれ、水道料金や負担金水準の維持が困難
- ・ 更新需要の増加: 今後20~30年先には資産額の約7割を占める管路の本格更新が発生
- ・ その他: 専門的な技術や経験の維持・蓄積等、技術継承の課題 など

5

今後100年を見据えた安全・安心な水の安定的な供給を目指し、持続可能な事業運営を確立するため、上工下水事業一体運営による経営基盤の強化を図る



公共性の担保

民の力の最大活用

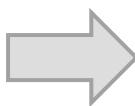
5 事業の基本方針

(1) 上工下水3事業一体での全体最適を目指した長期的視点での事業運営

(2) 性能発注に基づく施設運営と事業期間にわたる不断の見直し

(3) 責任ある事業運営の担い手としての情報公開・説明義務の履行

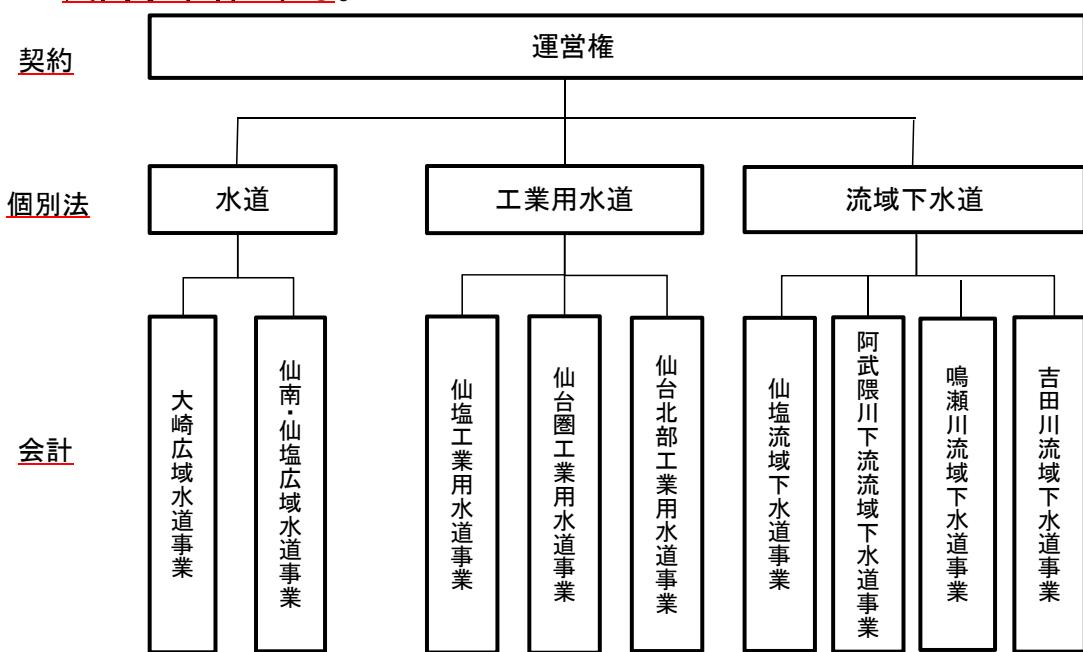
(4) 地域経済の成長、地域社会の持続的発展への貢献



(変更なし)

7 事業方式

- ・ 県は、PFI法第16条に基づき、民間事業者に公共施設等運営権を設定する。
- ・ 運営権は、3事業一体として設定する。
- ・ 運営権の設定を受ける「運営権者」は、対象となる3事業の一体的な運営を図るため、同一の民間事業者とする。



➤ 運営権者は原則として本事業の遂行のみを目的としたSPCとするが、県下の市町村等が行う水道事業、下水道事業に関わる業務、及びユーザー企業の施設に関わる工事を受託できる。

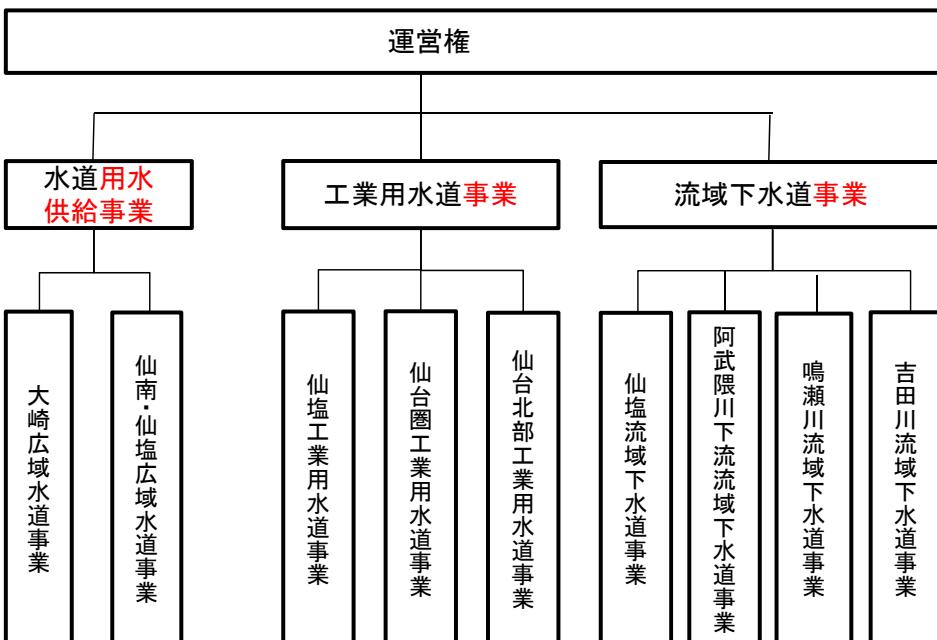
➤ 市町村やユーザー企業から業務を受託した場合には、すみやかに県に受託内容に関して書面で届出を行う。

6 事業の基本構成

事業区分 (3事業)	事業名 (9個別事業)
水道用水供給事業	大崎広域水道事業
	仙南・仙塩広域水道事業
工業用水道事業	仙塩工業用水道事業
	仙台圏工業用水道事業
	仙台北部工業用水道事業
流域下水道事業	仙塩流域下水道事業
	阿武隈川下流流域下水道事業
	鳴瀬川流域下水道事業
	吉田川流域下水道事業

7 事業方式

- 県は、PFI法第16条に基づき、**民間事業者**に運営権を設定する。
- 運営権は、**9個別事業の一体的な運営**を図るため、全事業一体で設定する。
- 運営権者は、原則として本事業の遂行を目的とした特別目的会社(SPC)とする。

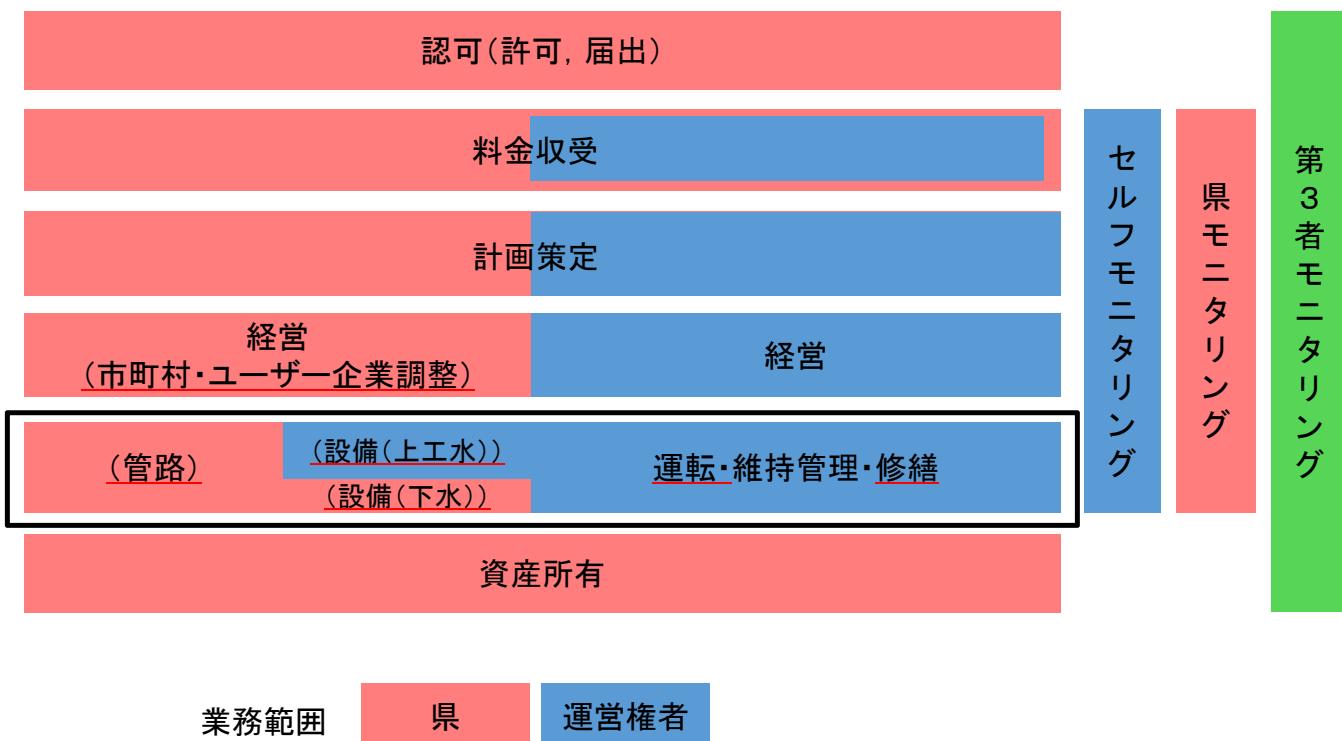


▶ 運営権者は**本事業のほか**、県下の市町村等が行う水道事業、下水道事業に関わる業務、及びユーザー企業の施設に関わる**業務等**を受託することを妨げない。

▶ 市町村や**工業用水道**ユーザー企業から業務等を受託した場合には、速やかに県に受託内容に関して書面で届出を行う。



(参考) 県と運営権者の業務分担



8 事業の対象施設と運営権者の業務範囲

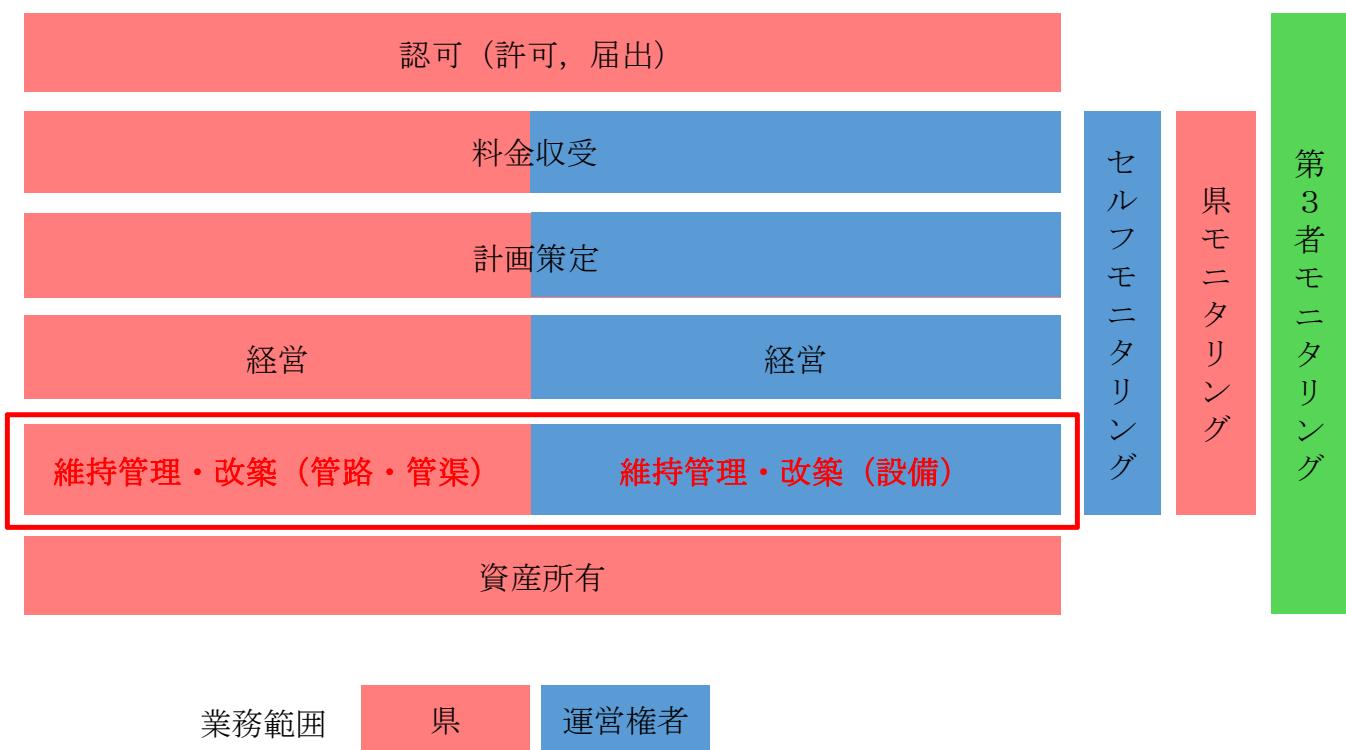
(1) 運営権設定対象施設

事業区分	事業名	浄水・処理施設	浄水・処理施設以外
水道	大崎広域水道事業	麓山浄水場 中峰浄水場	<ul style="list-style-type: none"> 取水・導水・送水・配水施設の設備 管路等に附帯する設備(流量計, 電動弁等)
	仙南・仙塩広域水道事業	南部山浄水場	
工業用水道	仙塩工業用水道事業	大梶浄水場	<ul style="list-style-type: none"> 貯水施設(ダム), 導水・送水・配水管路及びそれらに付帯する土木構造物は運営権設定対象外
	仙台圏工業用水道事業	—	
	仙台北部工業用水道事業	衡東浄水場	
流域下水道	仙塩流域下水道事業	仙塩浄化センター	<ul style="list-style-type: none"> 処理施設外の設備(ポンプ場, マンホールポンプ等) 管渠等に附帯する設備(流量計, マンホール蓋等)
	阿武隈川下流流域下水道事業	県南浄化センター	
	鳴瀬川流域下水道事業	鹿島台浄化センター	
	吉田川流域下水道事業	大和浄化センター	

※管渠・放流渠は運営権設定対象外



(参考) 県と運営権者の業務分担の考え方



9



8 運営権設定対象施設と運営権者の業務範囲

(1) 運営権設定対象施設

事業区分	事業名	浄水・処理施設	浄水・処理施設以外
水道用水供給事業	大崎広域水道事業	麓山浄水場 中峰浄水場	<ul style="list-style-type: none"> 取水・導水・送水・配水施設の設備 制御弁室、テレメータ室内にある設備(計装制御装置(流量計等)、電動弁、緊急遮断弁等)
	仙南・仙塩広域水道事業	南部山浄水場	
工業用水道事業	仙塩工業用水道事業	大梶浄水場	<p>※貯水施設(ダム)、導水・送水・配水管路(マンホール、マンホール蓋、管路上にある手動弁含む)は運営権設定対象外</p>
	仙台圏工業用水道事業	—	
	仙台北部工業用水道事業	衡東浄水場	
流域下水道事業	仙塩流域下水道事業	仙塩浄化センター	<ul style="list-style-type: none"> 処理施設外の設備(ポンプ場、マンホールポンプ等) 計装制御装置(流量計等)
	阿武隈川下流流域下水道事業	県南浄化センター	
	鳴瀬川流域下水道事業	鹿島台浄化センター	<p>※管渠(マンホール、マンホール蓋、管渠上にある手動弁含む)・放流水渠は運営権設定対象外</p>
	吉田川流域下水道事業	大和浄化センター	

(2) 運営権者の業務範囲

区分	事業名	浄水・処理施設	浄水・処理施設以外
水道	大崎広域水道事業	・施設運営(運転, 維持管理, 修繕, 水質試験等)	【取水・導水・送水・配水施設の設備】 ・施設運営(運転, 維持管理, 修繕)及び改築
	仙南・仙塩広域水道事業		【管路等に附帯する設備(流量計, 電動弁等)】 ・施設運営(運転, 維持管理, 修繕)及び改築
工業用 水道	仙塩工業用水道事業	・機械・電気設備の改築(建物に附帯する設備を含む) ※土木建築のみを対象とした改築は範囲外	【その他】 ・取水及び送配水状況の監視 ※管路の維持管理, 修繕, 改築は対象外
	仙台圏工業用水道事業		
	仙台北部工業用水道事業	・浄水発生土の処分	
流域 下水道	仙塩流域下水道事業		【処理施設外の設備(ポンプ場, マンホールポンプ等)】 ・施設運営(運転, 維持管理, 修繕)
	阿武隈川下流流域下水道事業	・施設運営(運転, 維持管理, 修繕, 水質試験等)	【管渠等に附帯する設備(流量計, マンホール蓋等)】 ・施設運営(運転, 維持管理, 修繕)
	鳴瀬川流域下水道事業	・汚泥等の処分	【その他】 ・流入状態の監視 ・附帯業務(マンホールの蓋点検等) ※管渠・放流渠の維持管理, 修繕, 改築は対象外
	吉田川流域下水道事業		



(追加)

(2) 運営権者及び県の業務範囲 (①水道用水供給事業・工業用水道事業)

分類				主要設備		管路及び管路附帯設備				構造物			
				浄水場内の設備	浄水場外の設備	管路	マンホール及びマンホール蓋	管路上の手動弁	制御弁室、テレメータ室内の設備	土木構造物	建築物	建築附帯設備	
				取水・導水・送水・配水設備、ポンプ場、調整池、配水池等									
運営権設定対象				運営権設定対象	運営権設定対象	県所管	県所管	県所管	運営権設定対象	運営権設定対象	運営権設定対象	運営権設定対象	
施設運営	維持管理	運転	監視	民	民	—	—	—	民	—	—	民	
			操作制御	民	民	—	—	県	民	—	—	民	
	保守点検		民	民	県	県	県	民	民	民	民	民	
			修繕(3条予算分)	民	民	県	県	県	民	民	民	民	
	改革	改築(4条予算分)	民	民	県	県	県	民	県	県	県	民	
資産保有				県									

11

(2) 運営権者及び県の業務範囲 (②流域下水道事業)

分類				主要設備		管渠及び管渠附帯設備				構造物			
				処理場の設備	ポンプ場の設備	管渠	マンホール及びマンホール蓋	管渠上の手動弁	計装制御装置(流量計等)	土木構造物	建築物	建築附帯設備	
				マンホールポンプ含む									
運営権設定対象				運営権設定対象	運営権設定対象	県所管	県所管	県所管	運営権設定対象	運営権設定対象	運営権設定対象	運営権設定対象	
施設運営	維持管理	運転	監視	民	民	—	—	—	民	—	—	民	
			操作制御	民	民	—	—	県	民	—	—	民	
	保守点検		民	民	県	県	県	民	民	民	民	民	
			修繕(3条予算分)	民	民	県	県	県	民	民	民	民	
	改革	改築(4条予算分)	民	民	県	県	県	民	県	県	県	民	
資産保有				県									

12

(参考) 管理対象・改築対象の基本的な考え方

区分	施設	管理対象 (運営権設定対象)	改築対象 (業務範囲)
浄水・処理施設	浄水・処理施設内の機械・電気設備 (建物の付属設備含む)	○	○
	浄水・処理施設内の土木建築施設	○	×
浄水・処理施設以外	テレメータ室、配水池、制御弁室、中継所等の機械・電気設備	○	○
	テレメータ室、配水池、制御弁室、中継所等の土木建築施設	○	×
その他	浄水・処理施設外の取水・導水・送水管路及びそれらに附帯する手動管弁類、コンクリート構造物	×	×

(注)管理対象及び改築対象は、今後、要求水準書等において個別に特定する予定である。

9 事業内容 (1) 統合マネジメント

- 運営権者は、3事業一体での最適化を図るため、事業期間にわたり、施設運営の方法について不断の見直しを行い(PDCAマネジメントサイクル)、以下の業務を行う。

①事業実施体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 人員の確保、組織の整備等
②財務管理	<ul style="list-style-type: none"> 運営権者は一体的な事業運営を行うが、県は事業ごとに分別会計をしていることから、事業ごとに費用を配分し報告
③技術・システム管理	<ul style="list-style-type: none"> 技術動向の把握、経営改善のための積極的な導入検討(技術継承、マニュアル整備等)
④セルフモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> サービス品質の確認
⑤情報公開・説明責任	<ul style="list-style-type: none"> 県民等への説明責任の履行
⑥危機管理	<ul style="list-style-type: none"> BCPの作成、更新 危機発生時は、BCPに基づき自らの判断で適切に対応しつつ、県及び関係機関と連携して対応
⑦事業計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 全体計画(20年間)、5ヵ年計画、年度計画の策定、提出

(削除)

13

9 事業内容 (1) 経営（統合マネジメント）

- 運営権者は、3事業一体での最適化を図るため、事業期間にわたり、施設運営の方法について不断の見直しを行い(PDCAマネジメントサイクル)、以下の業務を行う。

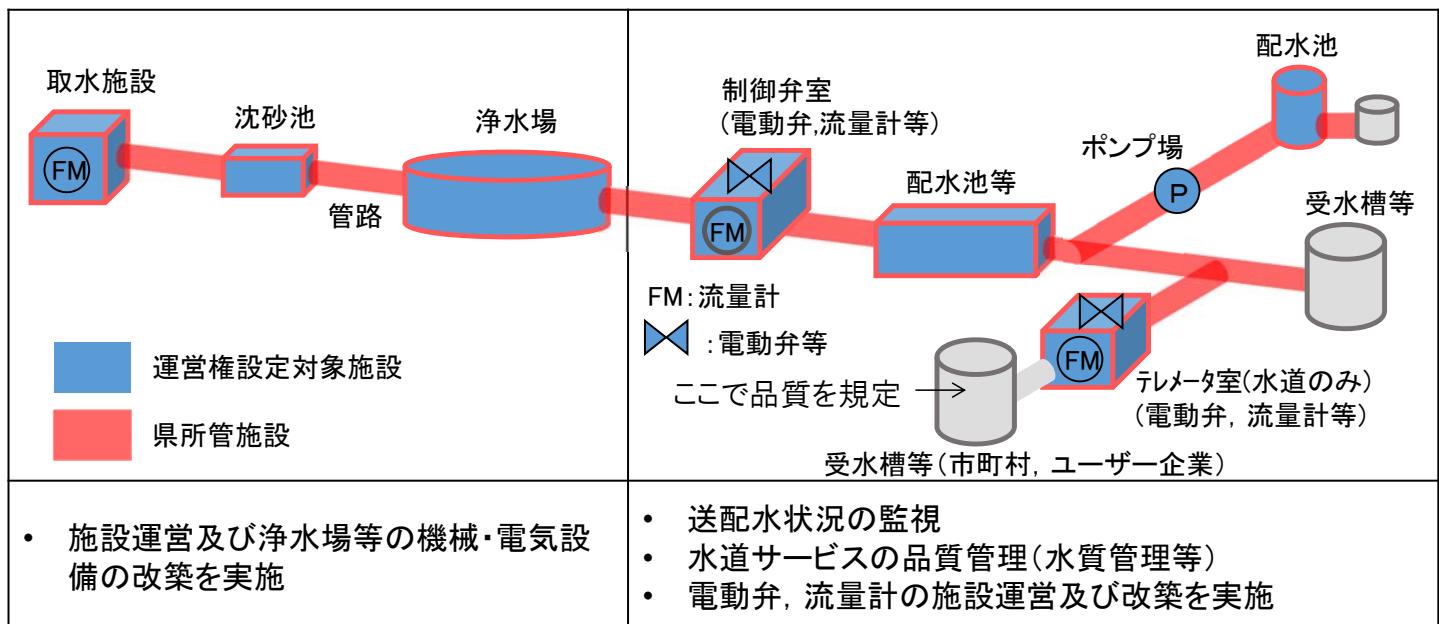
①事業実施体制の構築	・ 人員の確保、体制の構築等
②財務管理	・ 適切な財務管理と財務状況の開示
③技術・システム管理	・ 活用技術の適切な管理、新技術の積極的な導入
④セルフモニタリング	・ 内部統制の確保、セルフモニタリングの実施
⑤料金収受	・ サービス提供の対価として利用料金を收受
⑥情報公開・説明責任	・ 県民等への説明責任の履行
⑦危機管理	・ BCPの作成・更新、訓練の実施
⑧事業計画の作成	・ 全体計画(20年間)、5か年計画、年度計画の作成・提出
⑨その他	・ 統合マネジメントに必要な業務は上記以外も実施

9 事業内容

(2) 水道用水供給事業,

(3) 工業用水道事業

- 運営権者は、市町村／ユーザー企業の受水地点で、要求水準に定める水質・水量を満足する。
- 要求水準を満足している限り、自らの責任と判断に基づき運転、維持管理、修繕、改築を行う。
- 水質異常が発生した場合は、速やかに県及び受水市町村／ユーザー企業と連絡をとり、水道用水等の使用停止の連絡等、県と連携して必要な措置をとる。



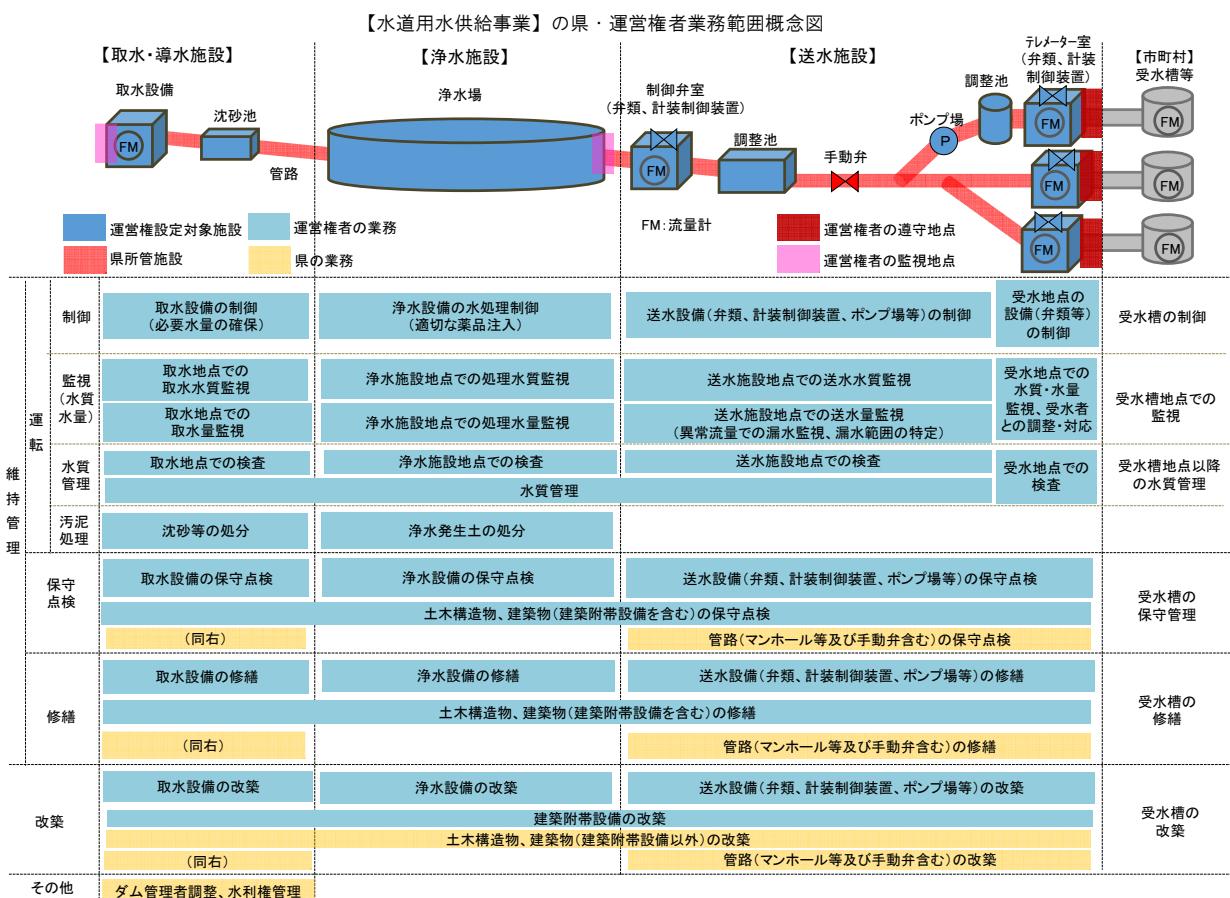
15

(追加)

9 事業内容

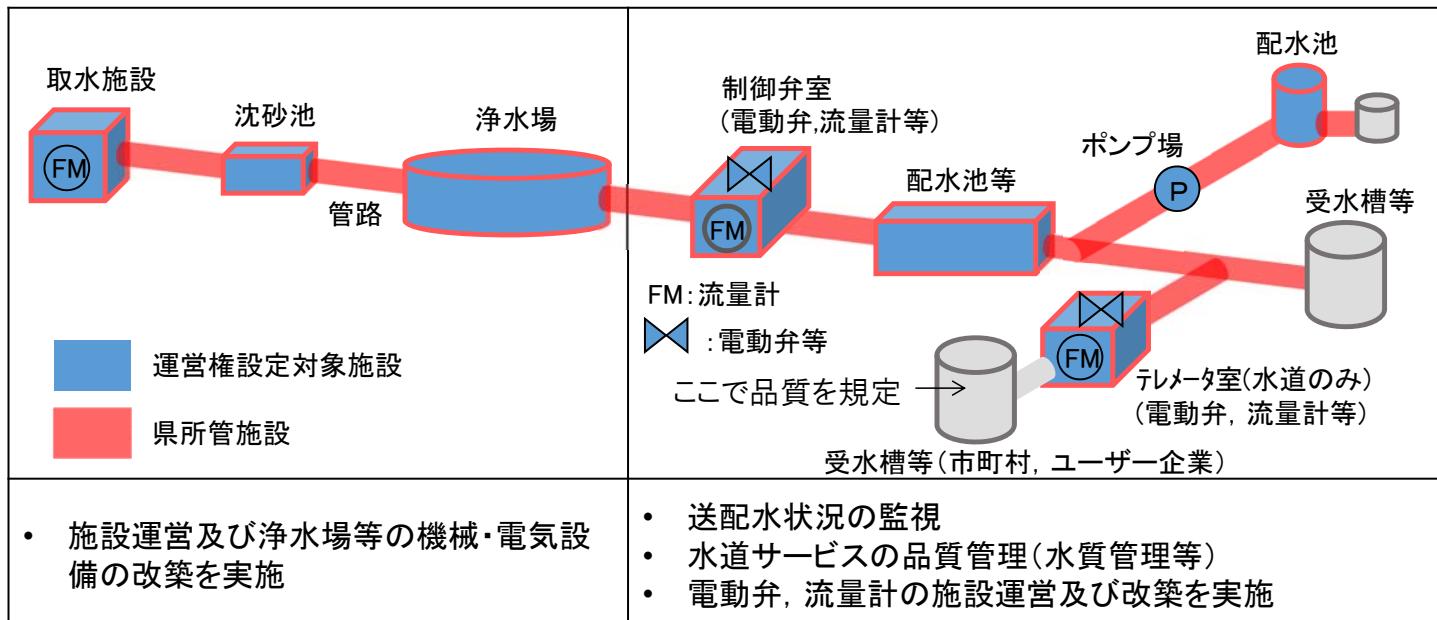
(2) 水道用水供給事業

- 運営権者は、市町村の受水地点で、要求水準に定める水質・水量を遵守する。
- 要求水準を遵守している限り、自らの責任と判断に基づき維持管理及び改築等を行う。
- 改築の実施に当たっては、5年ごとに改築計画を作成し、協議の上、資金調達を自ら行い改築工事を実施する。
- 要求水準の未達が発生した場合は、速やかに県及び受水市町村と連絡をとり、県と連携して必要な措置をとる。水道用水供給の継続が困難となった場合は、県がサービス停止の判断を行う。
- 運営権者の業務範囲において要求水準未達の事由がない場合には、運営権者の責は問わないものとする。
- 要求水準未達事由の具体的な判断の方法については、今後要求水準書で示す。



9 事業内容 (2) 水道用水供給事業, (3) 工業用水道事業

- 運営権者は、市町村／ユーザー企業の受水地点で、要求水準に定める水質・水量を満足する。
- 要求水準を満足している限り、自らの責任と判断に基づき運転、維持管理、修繕、改築を行う。
- 水質異常が発生した場合は、速やかに県及び受水市町村／ユーザー企業と連絡をとり、水道用水等の使用停止の連絡等、県と連携して必要な措置をとる。



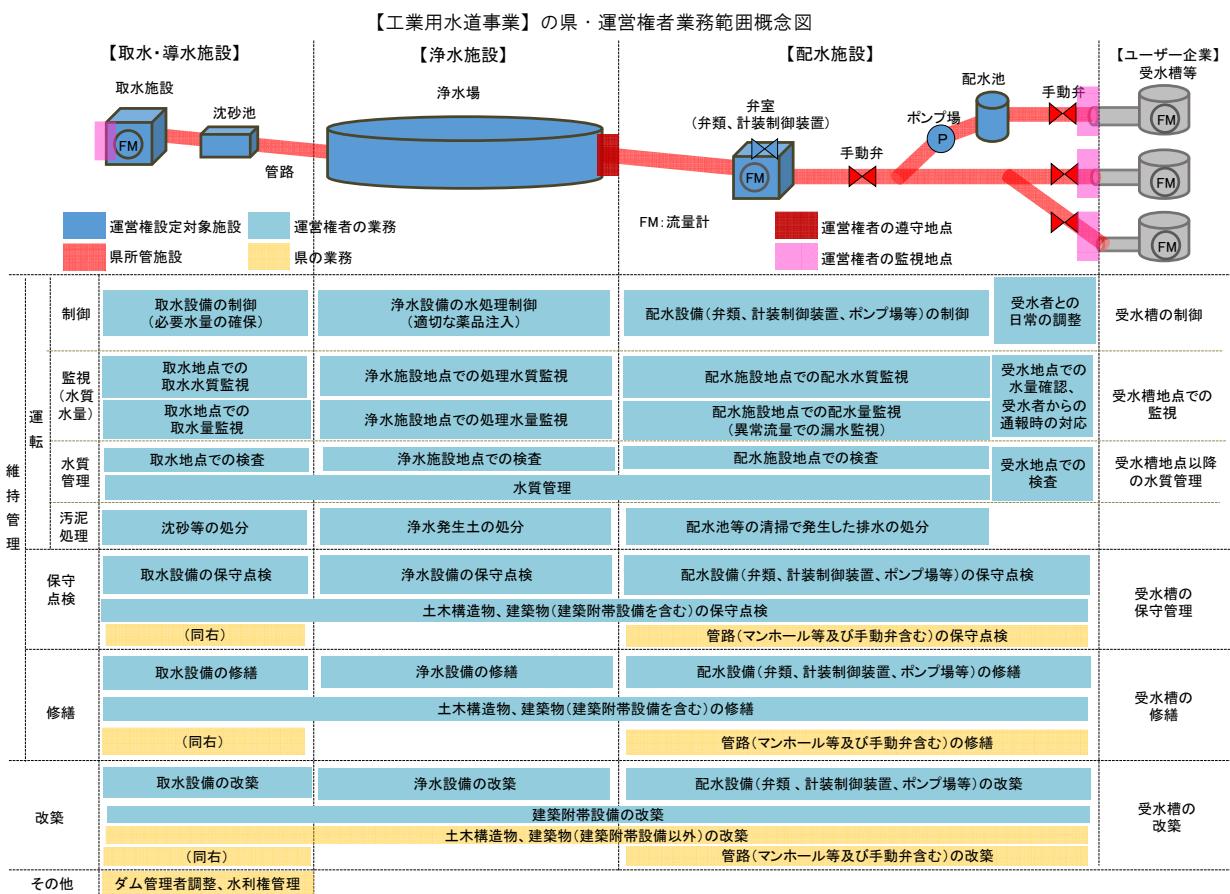
17

(追加)

9 事業内容

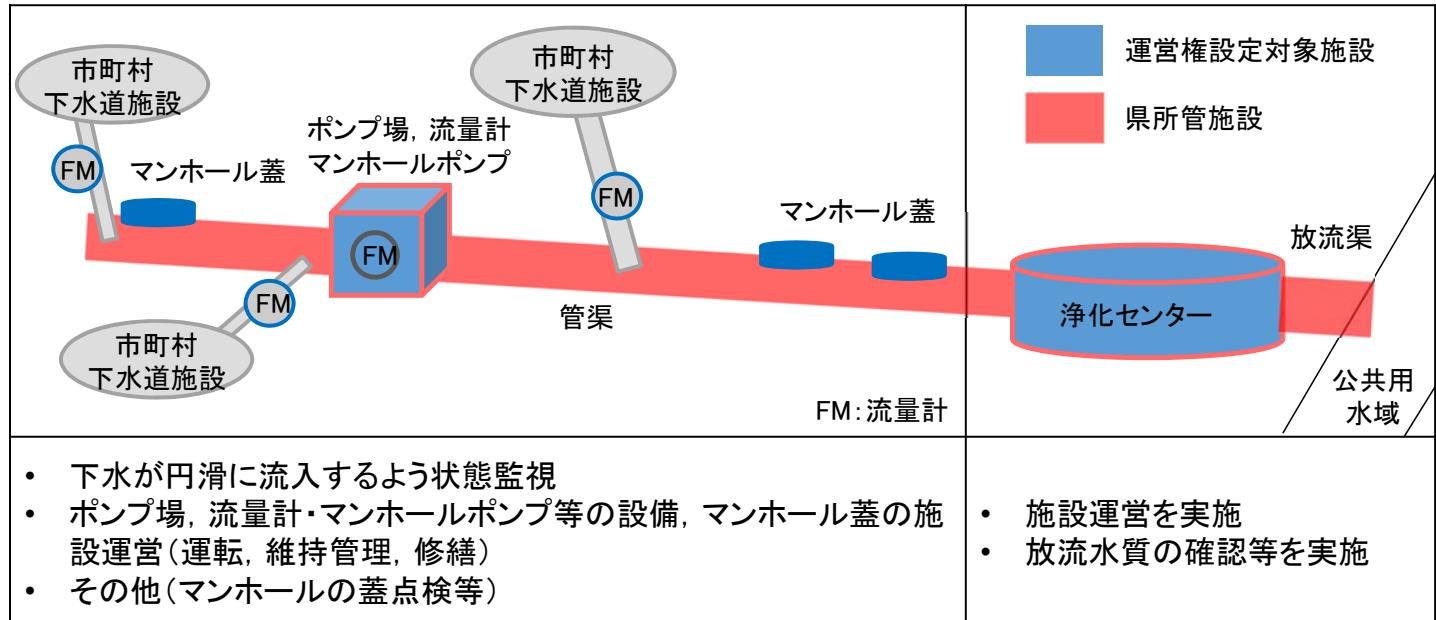
(3) 工業用水道事業

- 運営権者は、**浄水施設の出口において、要求水準に定める水質・水量を遵守する。**
- 運営権者は、ユーザー企業の受水地点で、**定期的に水質及び流量の確認を行う。**
- 要求水準を**遵守**している限り、自らの責任と判断に基づき維持管理及び改築等を行う。
- 改築の実施に当たっては、**5年ごとに改築計画を作成し、協議の上、資金調達を自ら行い改築工事を実施する。**
- 要求水準の未達が発生した場合は、速やかに県及びユーザー企業と連絡をとり、県と連携して必要な措置をとる。工業用水供給の継続が困難となった場合は、県がサービス停止の判断を行う。**



9 事業内容（4）流域下水道事業

- 市町村が流域幹線管渠に流入した汚水等を、要求水準に定める水質まで浄化し、放流する。
- 要求水準を満足している限り、自らの責任と判断に基づき、運転、維持管理、修繕を行う。
- 通常処理できる水量を著しく上回る流入があった場合、県と協議し緊急措置をとる。



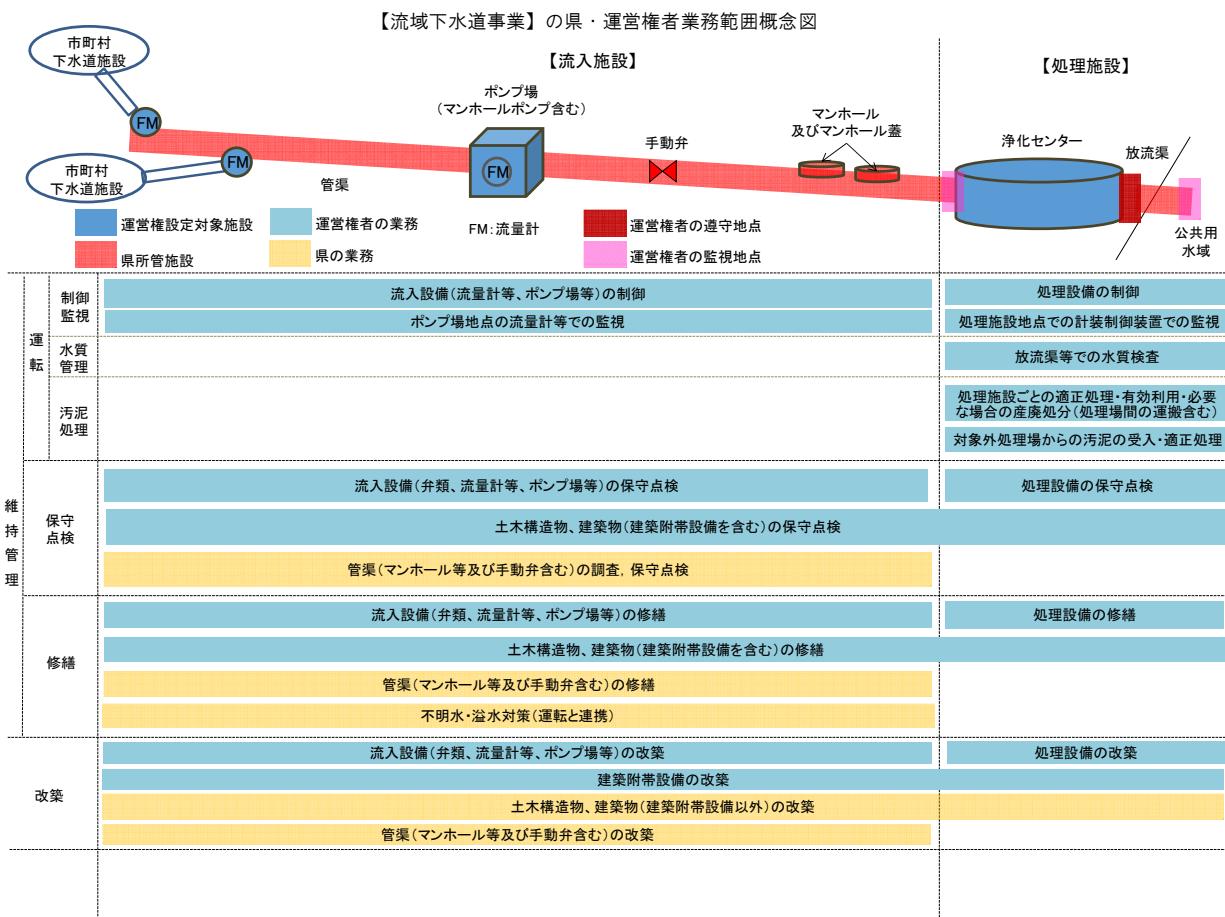
19

(追加)

9 事業内容

(4) 流域下水道事業

- 流域関連市町村の管渠から流域幹線管渠に流入した汚水等を、要求水準に定める水質まで処理し、放流する。
- 要求水準を遵守している限り、自らの責任と判断に基づき維持管理及び改築等を行う。
- 改築（「社会資本整備総合交付金事業」）の実施に際しては、運営権者は、県のストックマネジメント計画及び事業者選定時の提案に基づき、5年ごとに改築計画を作成し、県と協議の上、毎年度の実施計画を定めて実施する。
- 要求水準の未達が発生した場合は、速やかに県及び流域関連市町村と連絡をとり、県と連携して必要な措置をとる。



9 事業内容 (5) 改築の取扱い

①水道及び工業用水道事業の改築

- ・ 水道事業及び工業用水道事業について、運営権者は、対象施設の改築を行う場合には、県に改築計画を提出し、協議した上で改築を実施する。
- ・ なお、国庫補助金(交付金、災害復旧を含む)の対象となる改築工事については、県と運営権者が協議の上、県が実施する。

②流域下水道事業の改築

- ・ 流域下水道事業の改築は県が行う。運営権者は、県が行う改築計画に関して必要な協力をを行う。
(注)運営権者による処理場等の機械・電気設備の改築については、法令上の取扱いも含め検討事項とする。

10 事業期間

(1)本事業の事業期間

- ・ 本事業期間は、20年間とする。

(2)事業期間の延長

- ・ 不可抗力事象発生や事業期間の延長を必要とする事由が生じた場合に限り、県及び運営権者は、本事業期間の延長を申し出ることができる(上限5年間)。

(4)本事業期間終了時の取扱い

- ・ 運営権者が負担した改築に係る費用のうち、本事業期間終了日以降に係る減価償却費相当額を上限として、県は、健全度等を評価の上、残存価値を勘案し、その対価に相当する金銭を支払うものとする。
- ・ 運営権者は3事業が円滑に継続されるよう、自らの責任及び費用負担により、業務の引継ぎを行わなければならない。

(削除)

10 事業期間

(1)本事業の事業期間

- 本事業期間は、20年間とする。

(2)事業期間の延長

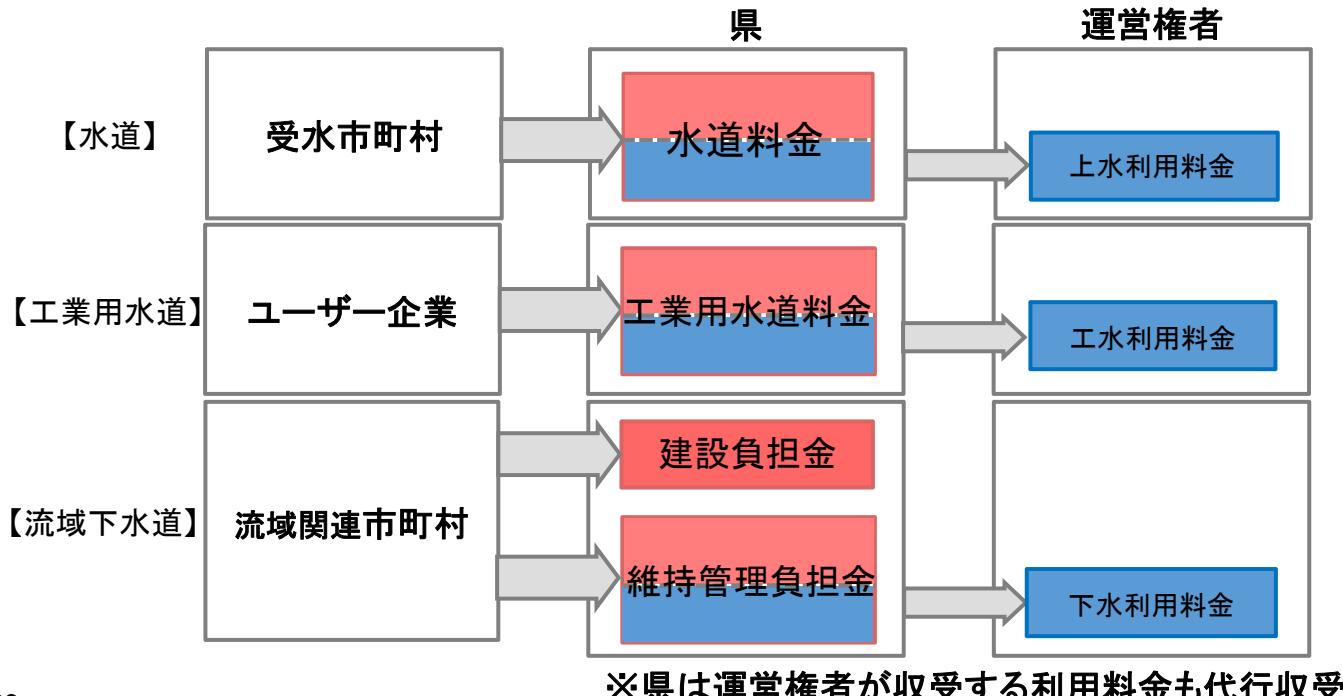
- 不可抗力事象発生や事業期間の延長を必要とする事由が生じた場合に限り、県及び運営権者は、本事業期間の延長を申し出ることができる(上限5年間)。

(4)本事業期間終了時の取扱い

- 運営権者は、事業期間終了時に残存価値が見込まれる更新投資を行う場合においては、更新投資を行う前に終了時の取扱いについて県と協議した上で実施するものとする。
- 県は、事業期間終了後、残存価値相当額を運営権者に支払うものとする。
- 県は、事業期間終了時の残存価値相当額についての上限額を設定し、実施方針で提示する。
- 県と運営権者の協議が整わなかった場合は、運営権者帰責とはならない形での契約解除できることを検討しており、詳細は実施方針で提示する。
- 運営権者は、本事業が円滑に継続されるよう、本事業期間内に県又は県の指定する者へ業務の引継ぎを行わなければならない。なお、引継に要する費用については、運営権者の負担とする。

11 料金及び負担金 (1) 料金及び負担金の収受

- ・ 県は、運営権者と締結する運営権契約に基づき、県が收受する水道料金や負担金と併せて、運営権者が收受する利用料金を市町村及びユーザー企業より收受し、運営権者が收受する利用料金を運営権者に送金する。

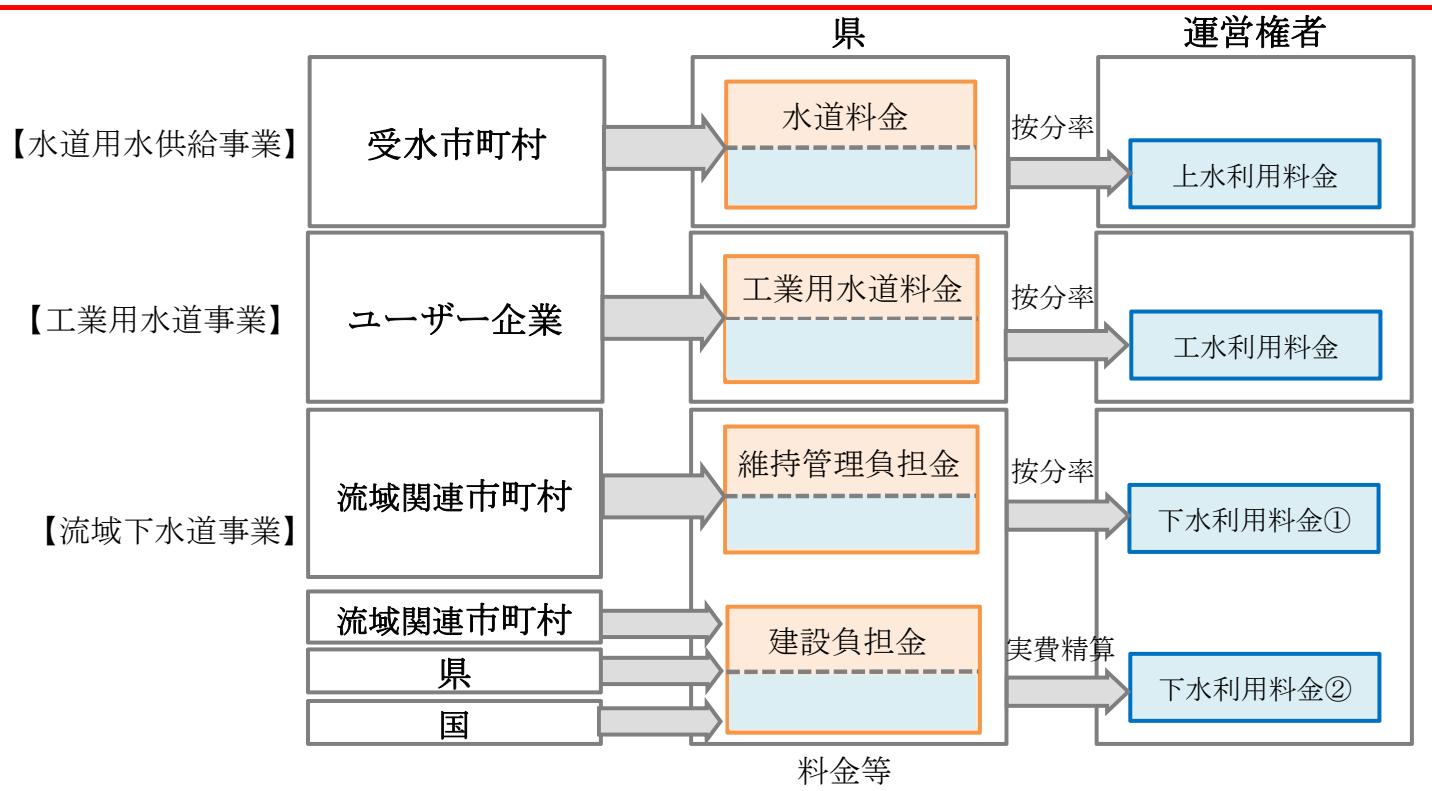


23

(追加)

11 利用料金 (1) 利用料金の収受

- ・ 県は、県が收受する料金及び負担金と併せ、運営権者が收受する利用料金を関係市町村及びユーザー企業から受領し、利用料金を運営権者に送金する。



23

11 利用料金 (2) 利用料金の構成内容

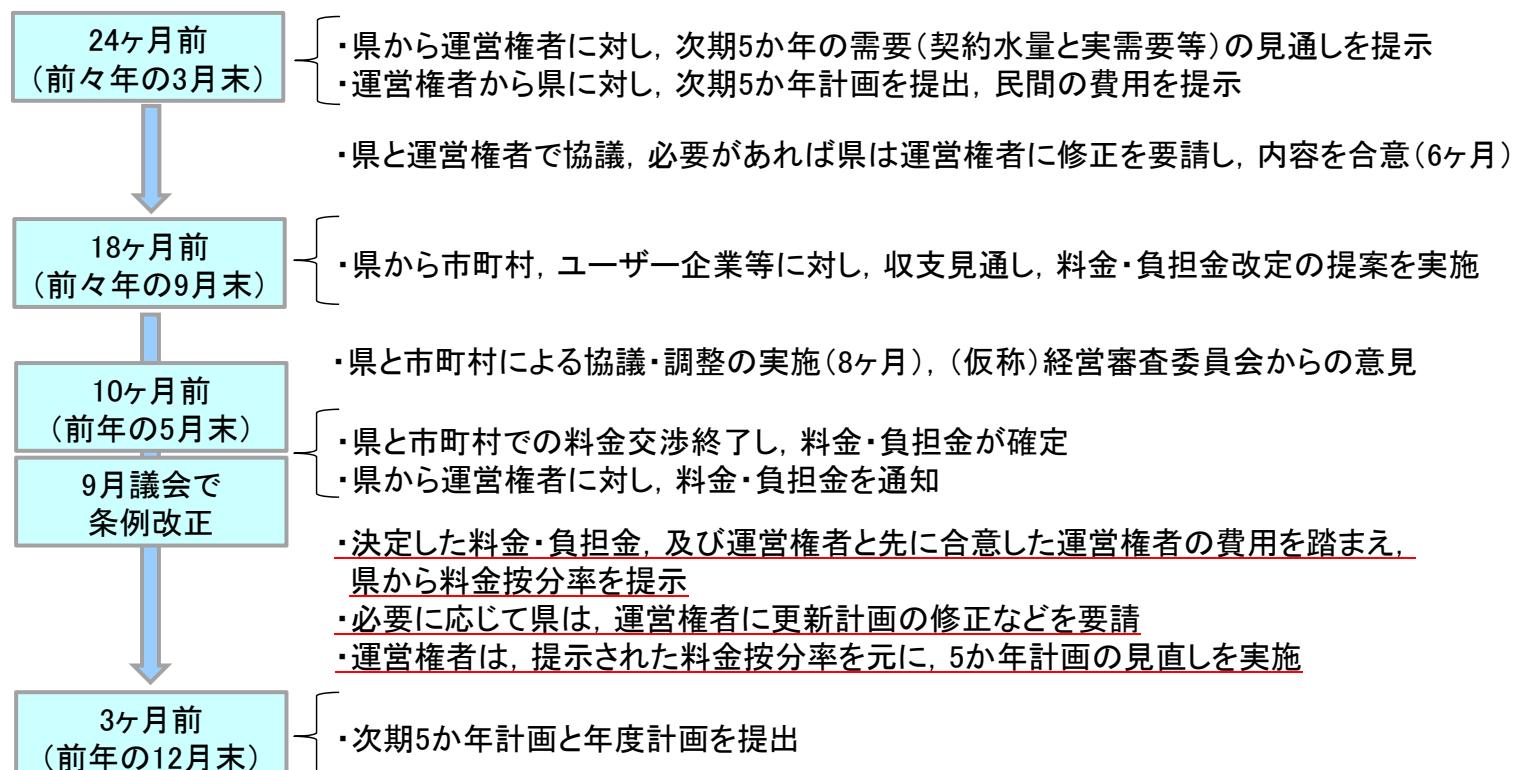
項目	水道用水供給事業	工業用水道事業	流域下水道事業	
	上水利用料金	工水利用料金	下水利用料金①	下水利用料金②
維持管理全般に係るもの	維持管理費用	維持管理費用	維持管理費用	—
改築に係る検討、設計、工事費に係るもの	改築費用	改築費用	—	改築費用 ※運営権者の事務費を含む ※実費精算の考え方に基づき毎年度支払う
経営全般に係るもの (運営権者に係る支払利息、税金利潤 等)	その他の費用	その他の費用	その他の費用	—

11 料金及び負担金 (2) 料金の按分方法

- 料金按分率は、事業毎に設定する。**

事業区分 (3事業)	事業名 (9個別事業)	料金按分率
水道	大崎広域水道事業	料金按分率 1
	仙南・仙塩広域水道事業	料金按分率 2
工業用水道	仙塩工業用水道事業	料金按分率 3
	仙台圏工業用水道事業	料金按分率 4
	仙台北部工業用水道事業	料金按分率 5
流域下水道	仙塩流域下水道事業	料金按分率 6
	阿武隈川下流流域下水道事業	料金按分率 7
	鳴瀬川流域下水道事業	料金按分率 8
	吉田川流域下水道事業	料金按分率 9

11 料金及び負担金 (3) 料金及び負担金並びに料金按分率の改定



11 利用料金 (3) 運営権対価と利用料金の按分方法

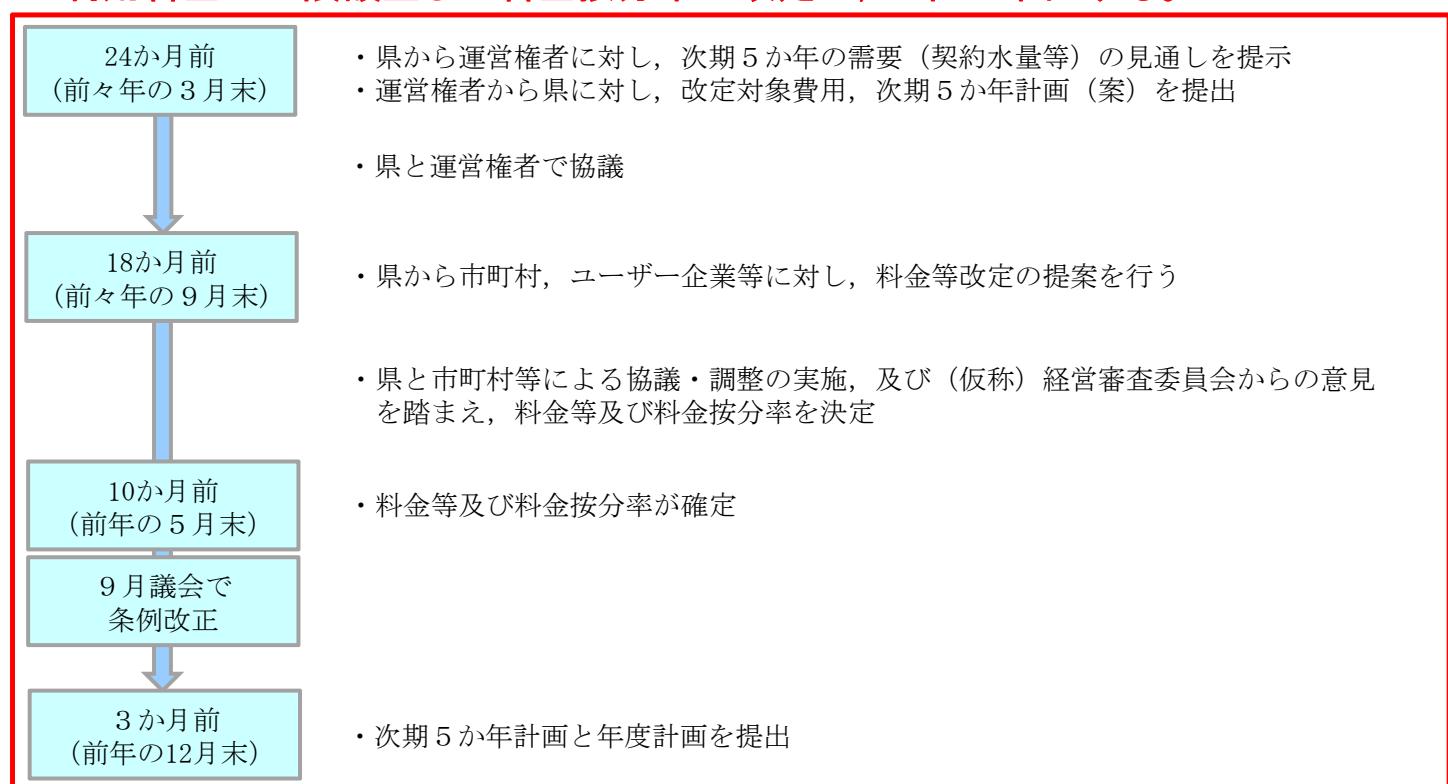
- 運営権者が收受する利用料金のうち、下水利用料金②を除くものについては、9個別事業ごとに県と運営権者で料金等を按分する率(料金按分率)を設定し、対象となる料金等を按分する。
- 民間事業者は、県から提示された運営権対価の下限額を踏まえ、民間事業者が運営可能と考える料金按分率を県に提案する。

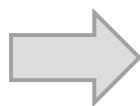
事業区分 (3事業)	事業名 (9個別事業)	料金按分率
水道用水供給事業	大崎広域水道事業	料金按分率 1
	仙南・仙塩広域水道事業	料金按分率 2
工業用水道事業	仙塩工業用水道事業	料金按分率 3
	仙台圏工業用水道事業	料金按分率 4
	仙台北部工業用水道事業	料金按分率 5
流域下水道事業	仙塩流域下水道事業	料金按分率 6
	阿武隈川下流流域下水道事業	料金按分率 7
	鳴瀬川流域下水道事業	料金按分率 8
	吉田川流域下水道事業	料金按分率 9

25

11 利用料金 (4) 利用料金及び料金按分率の改定

- 利用料金の上限額並びに料金按分率の改定は、5年に1回とする。





(変更なし)

13 運営権者が受領する権利・資産

運営権に加えて、県から運営権者へ事業運営に必要な資産等を譲渡することとする場合には、今後、その内容を提示する。



12 費用負担

運営権者は、「9 事業内容」に示した運営権者の事業内容を実施するために必要な費用を負担する。



13 運営権者が受領する権利・資産

運営権に加えて、県から運営権者へ事業運営に必要な資産等を譲渡することとする場合には、**別途、情報開示資料**で提示する。

14 県から運営権者への立上げ支援

県は、PFI法に基づく運営権者への県職員派遣を想定していないが、運営権者による事業実施に協力する体制を維持する。
なお、その期間は別途定める。

15 運営権者が支払う運営権対価

① 運営権対価

- 運営権者は、本事業に係る運営権に対する対価を県に支払う。
- 運営権対価は、9個別事業ごとに算定する。
- 運営権対価は、指定期日までに一括で支払う方法や運営期間にわたって分割して支払う方法があるが、支払方法については別途定める。

② 会計処理

- 運営権者は、3事業を一体として管理・運営するものであるが、本事業に要する費用を9個別事業に配分する方法を県に提案し、定められたルールに基づき事業ごとに費用を配賦した結果を県に報告するものとする。
- また本事業に関連して、附帯事業、任意事業を提案する場合には、本事業に係る会計と区分する。
(注)附帯事業：本事業と一緒にすることで、事業の効率性の向上が期待できる事業
任意事業：本事業用地及び施設において、運営権者が自らの負担で行う独立採算事業

14 県から運営権者への立上げ支援

県は、PFI法に基づく運営権者への県職員派遣を想定していないが、運営権者による事業実施に協力する体制を維持するものとする。

15 運営権者の会計処理

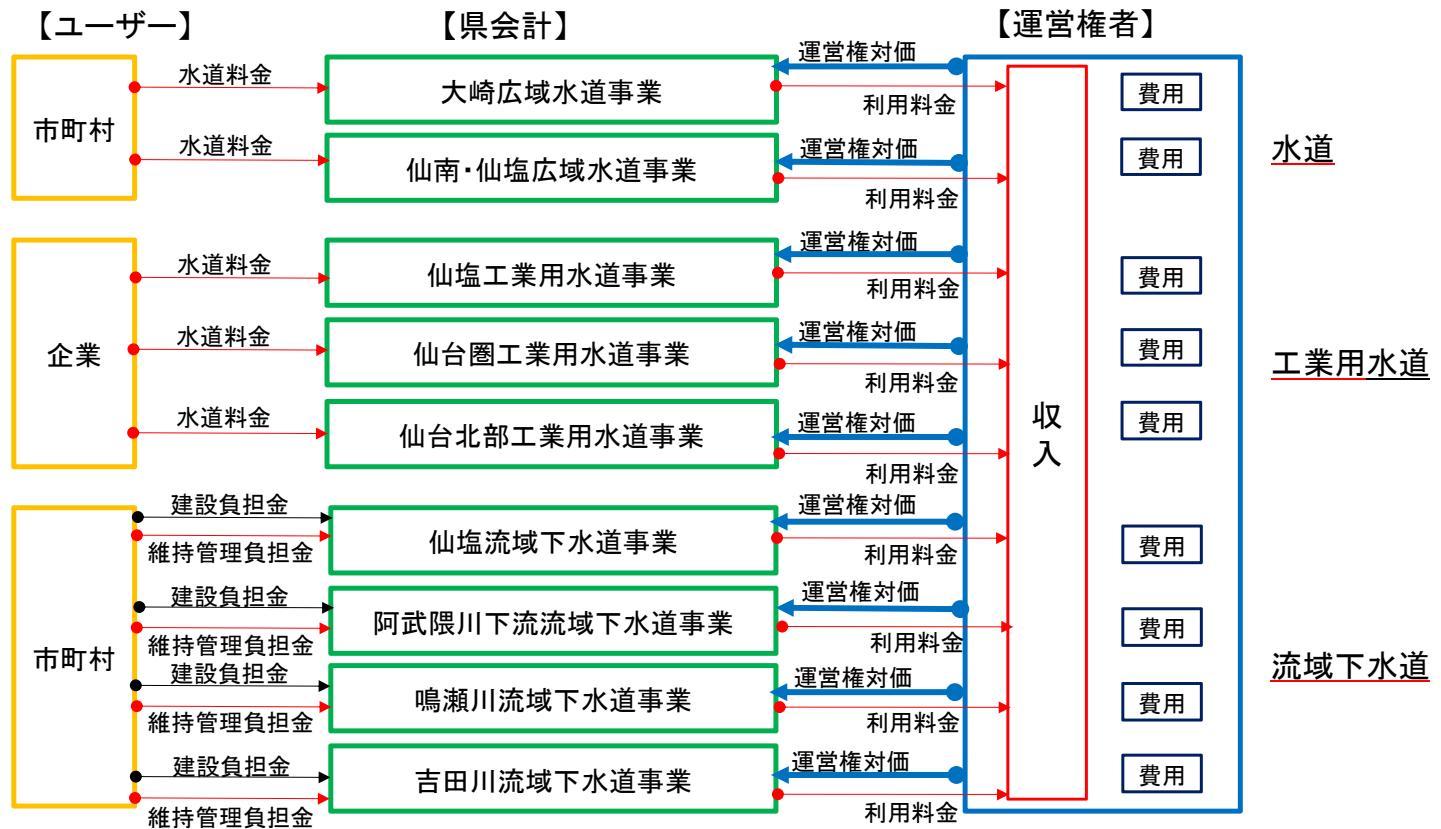
運営権者は、3事業を一体として管理・運営する。

運営権者は一つの事業として会計処理を行うこととするが、本事業に要する費用については、あらかじめ9個別事業に配分する方法を県に提案し、了承を得るものとする。

また、5年に1回を想定する料金改定に際しては、県の了承を得た費用計上方法に基づいた事業計画を策定するほか、各事業ごとに適切に管理する。

なお、運営権者が本事業に関連して、任意事業を提案する場合には、本事業に係る会計と区分するものとする。

15 運営権者が支払う運営権対価 会計イメージ



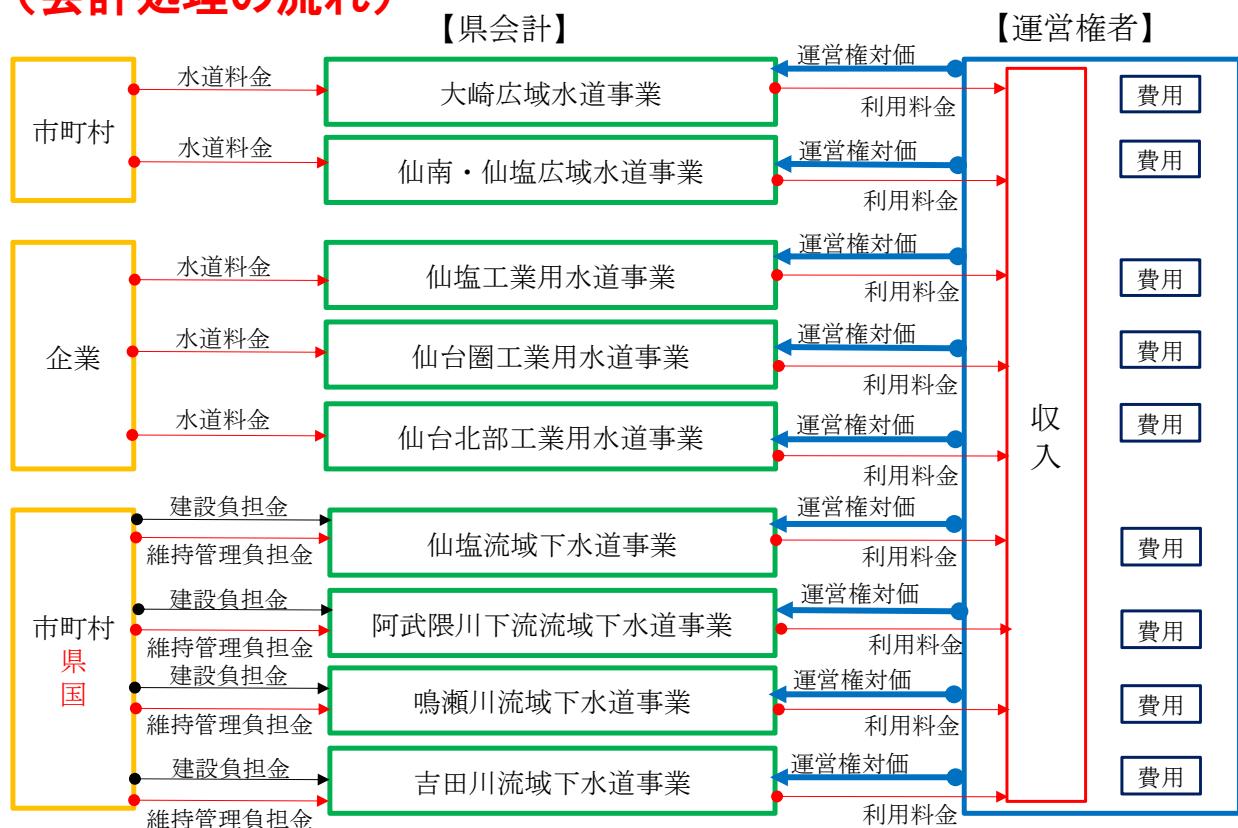
31

16 事業計画

運営権者は、「9 事業内容」に基づき、事業期間中における運営方針、事業内容及び収支計画等を明らかにする事業計画を策定し、以下の期日までに県に提出しなければならない。

- ・全体計画 運営開始の3か月前
- ・5か年計画 次期5か年計画開始の24か月前(初回のみ運営開始の3か月前)
- ・年度計画 次年度開始の3か月前(初回のみ運営開始の3か月前)

15 運営権者の会計処理 (会計処理の流れ)



31

16 事業計画

運営権者は、「9 事業内容」に基づき、事業計画を策定し、以下の期日までに県に提出しなければならない。

なお、これらの計画は事業者選定時の提案と整合したものとし、変更する場合は県と協議しなければならない。

- ・全体計画 運営開始の3か月前
- ・5か年計画 次期5か年計画開始の24か月前(初回のみ運営開始の3か月前)
- ・年度計画 次年度開始の3か月前(下水道の改築計画については、県が指定する期日まで)

17 モニタリング

今後、9個別事業の要求水準を公表する

運営権者によるセルフモニタリング

- 運営権者は、要求水準に定める各事業のサービス品質が継続的に達成される状況にあることについて、自ら点検を実施し、県に報告する。
- 県は、運営権者が、施設運営について不断の見直しを行い、業務を継続的に効率化し、持続可能な経営を行っていくことを求める。(⇒要求水準に定める各事業のサービス品質が達成できる範囲内において、新たな施設運営方法を積極的に試行、導入することを求める。)
- 持続的な経営が行えることを確認するため、経営指標については、3事業全体としてのモニタリング指標を定める。

県による事業モニタリング

① 業務モニタリング

- 県は、運営権者の業務成果の確認を行う。サービス品質を達成していない(又は達成しないおそれがある)場合、県は改善指示ができるものとし、運営権者は必要な改善措置を講じる。
- 県は、各事業計画(全体／5か年／年度)に記載された施設運営方法等に対して、必要な範囲で改善を求める。

② 財務モニタリング

- 県は、財務諸表の確認等のモニタリングを行うものとする。運営権者は県に対し個別事業の運営状態を報告できるよう、複数事業の共通経費を合理的に配分し、区分会計を行う。

(仮称)経営審査委員会の設置

- 県及び運営権者の経営状況等を監視する機関として、3事業各分野に精通した第三者の専門家(技術・法令・会計等)で構成する「(仮称)経営審査委員会」を設置する。
- 本審査委員会は独立した機関として設置する。

18 サービス品質未達のペナルティー

- 運営権者の責めに帰す事由によりサービス品質を達成できなかった場合、県は、その未達のレベルに応じたペナルティー(県への違約金支払い)を課すものとする。

水道、工業用水道

流域下水道

供給量の不足、処理できない状態の継続

水量を供給できない事態(不可抗力事象発生時を除く)

処理ができずにそのまま放流する事態(不可抗力事象発生時を除く)

各事業の変動単価の【】倍を乗じて得られる金額をペナルティー

各事業の変動単価の【】倍を乗じて得られる金額をペナルティー

水質基準未達

市町村、ユーザー企業受水地点での水質基準未達

放流水の水質基準未達

影響の度合いに応じてペナルティーを設定

各事業の変動単価の【】倍を乗じて得られる金額をペナルティー

17 モニタリング

【運営権者によるセルフモニタリング】

① 業務モニタリング

要求水準の遵守状況を自ら点検し県に定期的に報告

② 施設機能モニタリング

設備ごとに資産状態を確認するため健全度評価（アセットマネジメント指針の活用を想定）を年1回以上実施し県に報告

③ 財務モニタリング

運営権者の経営状況、3事業全体及び9個別事業の財務状況等の確認

【県による事業モニタリング】

① 品質モニタリング

運営権者のセルフモニタリング結果の確認

② 施設機能モニタリング

健全度評価結果に基づき、年1回以上現場での資産状態の確認を実施

③ 財務モニタリング

運営権者の経営状況の確認と、必要な措置を実施

【経営審査委員会（仮称）】

・位置付け：独立した第三者機関

・設置目的：水道3事業の運営状況について、中立的な立場で客観的な評価・分析を行い、県及び運営権者に対して意見を述べる。

・委 員：水道事業等に精通した専門家（技術、法令、会計等）で構成

・審査事項：① モニタリング（県を含む。）

② 経営に関する事項（事業計画及び実施状況、財務状況、料金等）

③ 経営上の課題 等

・権 限：県及び運営権者は、委員会での議論や示された意見を尊重し、事業の運営等に反映させる。

33

18 要求水準未達のペナルティー

- 運営権者の責めに帰す事由により要求水準を遵守できなかった場合、その未達のレベルに応じたペナルティーを課すものとする。

水道、工業用水道事業

流域下水道事業

供給量の不足、処理できない状態の継続

水量を供給できない事態（不可抗力
事象発生時を除く）

各事業の変動的経費及び固定的経
費部分の一定倍率を乗じて得られ
る金額をペナルティー

水質基準未達

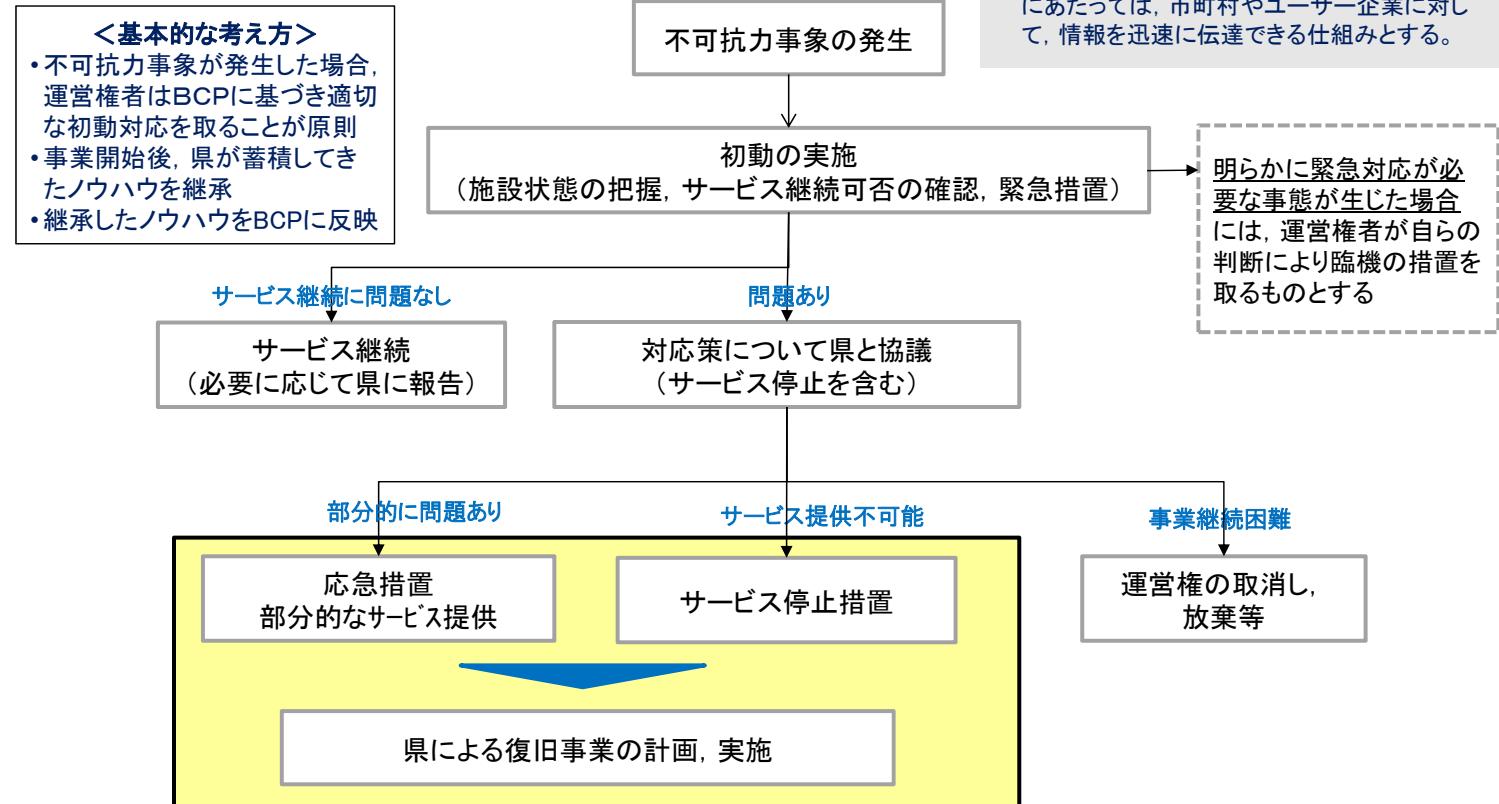
水道事業は市町村の受水地点で、
工業用水道事業は浄水施設出口で
の水質基準未達

放流水の水質基準未達

影響の度合いに応じてペナルティー
を設定

各事業の変動的経費及び固定的経
費部分の一定倍率を乗じて得られ
る金額をペナルティー

19 不可抗力事象への対応



35

(追加)

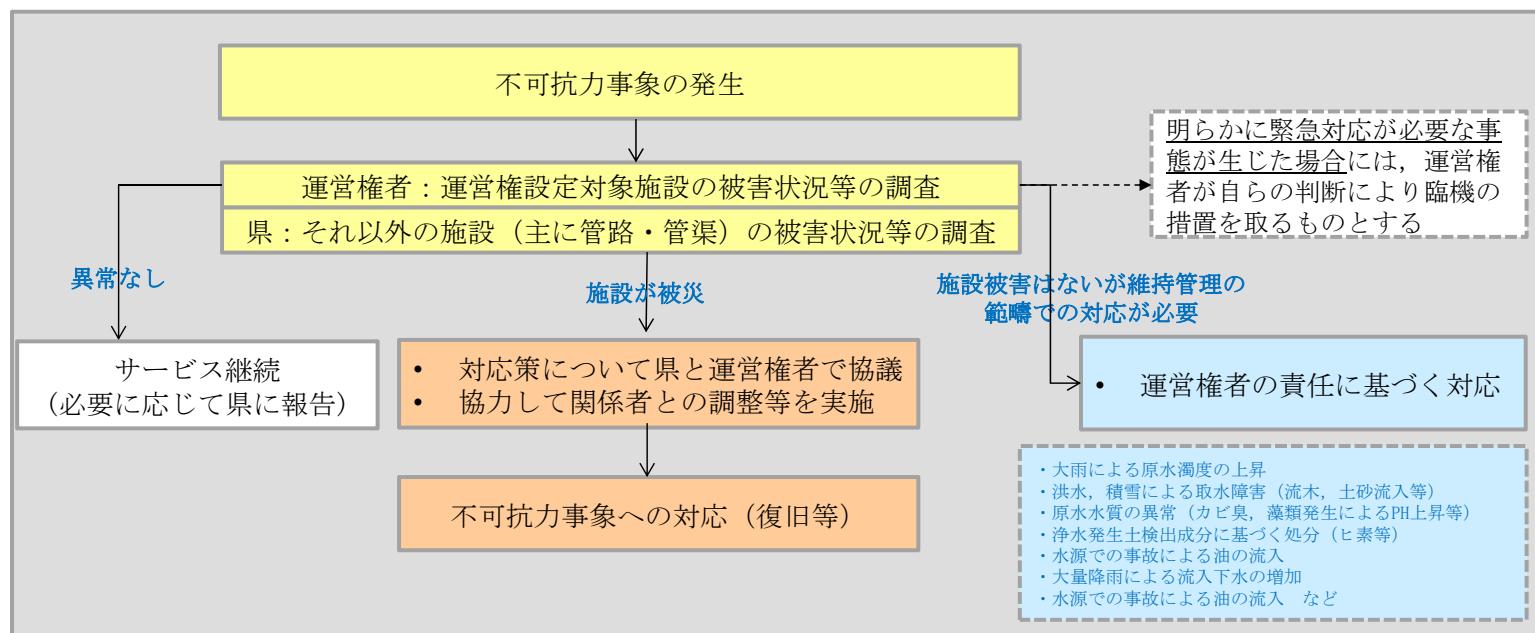
19 リスク分担

(1) 不可抗力事象への対応

※ 詳細な手順は今後検討し公表する。なお検討に当たっては、市町村やユーザー企業に対して、情報を迅速に伝達できる仕組みとする。

平常時

緊急事態の発生に備え、事業継続計画（BCP）を作成し、定期的に更新を行うとともに、本事象の発生に備え適宜訓練等を行う



35

19 リスク分担（1）不可抗力事象への対応（不可抗力事象の類型）

- 運営権者は、不可抗力事象発生時においても、各サービスの継続に向け最大限の努力を行うものとする。
- 不可抗力事象発生時においては、BCPに基づき適切な初動を行うとともに、県、市町村及び関係機関等と連携の上、その後の復旧を迅速・的確に実施する。

区分	具体的な事象		費用負担
不可抗力 (県・運営権者の責によらない事象)	異常な天然事象により運営権対象施設が被災	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に規定する異常な天然現象による被災	県
		上記基準に満たない軽微な損害	運営権者
	維持管理の範疇となる事象 (上・工水)	大雨による原水濁度の上昇 洪水、積雪による取水障害（流木、土砂流入、スノージャム等） 原水水質の異常（カビ臭、藻類発生によるPH上昇等） 净水発生土検出成分に基づく処分（ヒ素等） (下水) 大量降雨による流入下水の増加 (共通) 停電（自家発で対応できる範囲）等	運営権者 (維持管理の範疇としての対応) ※ただし、施設能力を超えた場合は県の負担
	人為的事象		
	劇毒物に流入（上・工水）、テロ、放射能汚染、戦争等	県	
	維持管理の範疇となる事象 (上・工水)	水源での事故による油の流入 (下水) 特定事業場からの劇毒物等の排水 等	運営権者 (維持管理の範疇としての対応) ※ただし、施設能力を超えた場合は県の負担

20 不可抗力事象以外のリスク分担

(2) 法令変更、条例の変更

(追加)

37

20 不可抗力事象以外のリスク分担

(3) 需要及び (4) 物価変動のリスク分担

(3) 需要リスク

【水道・流域下水道】

- ・ 実水量の変動は民間リスク
- ・ 5年以内の著しい需要変動は協議

【工業用水道】

- ・ 実水量の変動は民間リスク
- ・ ユーザー企業の撤退や新たなユーザー企業の進出等による大幅な変動は協議

(4) 物価変動リスク

【水道・工業用水道・流域下水道】

- ・ 5年以内の変動は民間リスク
- ・ 5年以内の著しい物価変動は協議

19 リスク分担

(2) 不可抗力事象以外のリスク分担

② 法令変更リスク

本事業に影響する法令(「特定法令」という)又は条例の変更が見込まれる場合、運営権者は変更に伴い必要となる措置の内容及び追加的な費用負担について検討の上、県に協議を申し入れるものとする。県と運営権者は、協議により対応方策を合意するものとし、追加的な費用負担は、原則として以下の分担とする。

- i) 新たな設備投資が必要な場合は、県が対応する。
- ii) 経常経費の增加分は、県と運営権者の各々が負担するものとし、次期料金改定により原価に反映させる。

ただし、運営権者の経営に重大な影響が見込まれる場合には、運営権者は県に対し、必要な対応について協議を申し出ができるものとする。

③ 需要変動リスク

【通常範囲内の需要の変動】

県と関係市町村、ユーザー企業の間での契約水量等に変動が生じた場合の収入の変動は、県及び運営権者の双方が料金按分率に応じて負担するものとし、料金按分率の見直し等は行わない。

5年に1回を想定する料金改定において、県は次期5年間の需要(契約水量、実流入水量、下水の計画水量の見通し)等を提示し、運営権者は改定対象を提示し、それに基づき利用料金及び料金按分率を設定する。

【工業用水道事業における著しい需要の変動】

5年以内に著しい変動があった場合、一定を超える増減分について県が負担する。

なお、著しい需要変動の程度については、別途、実施方針で示す予定。

20 不可抗力事象以外のリスク分担

(3) 需要及び (4) 物価変動のリスク分担

(3) 需要リスク

【水道・流域下水道】

- ・ 実水量の変動は民間リスク
- ・ 5年以内の著しい需要変動は協議

【工業用水道】

- ・ 実水量の変動は民間リスク
- ・ ユーザー企業の撤退や新たなユーザー企業の進出等による大幅な変動は協議

(4) 物価変動リスク

【水道・工業用水道・流域下水道】

- ・ 5年以内の変動は民間リスク
- ・ 5年以内の著しい物価変動は協議

(追加)

④ 物価変動リスク

【定常的な物価変動】

直近の料金等並びに料金按分率の改定の時期から5年の間での物価の変動は、原則として運営権者が負担する。5年に1回を想定する料金改定において、運営権者は改定対象を提示し、それに基づき利用料金及び料金按分率を設定する。

【著しい物価変動】

5年の期間内に著しい物価変動が生じ、あらかじめ設定した指標が著しく変動した場合、臨機に料金按分率を見直す。

【流域下水道事業における著しい電気料金の変動】

5年の期間内に電気料金に著しい物価変動が生じ、予め設定した電気料金に関する指標が著しく変動した場合、臨機に流域下水道事業に係る料金按分率を見直す。

なお、採用する物価指数の内容や著しい需要変動の程度については、別途、実施方針で示す予定。

⑤ その他

運営権者の責めに帰さないリスク（小規模なリスクの複合や料金改定等）が発生した場合で、運営権者の経営に重大な影響が見込まれる場合（原価割れ等）は、運営権者は県に対し協議を申し出ることができる。

県と運営権者は、影響の原因を可能な限り調査した上で、運営権者の責めに帰さない部分について料金按分率の見直し等の必要な措置をとる。



(追加)

21 保険

運営権者は、事業運営の安定性の確保に必要な保険を自らの判断で適宜付保するものとし、保険契約の内容及び保険証書の内容については、県の確認を得るものとする。

なお、県は、県として必要な保険(水道賠償責任保険、工業用水道賠償責任保険、下水道賠償責任保険等)については、別途付保する予定である。

19 リスク分担 まとめ

項目	リスクの内容		リスク分担	
			民	県
性能・施設機能維持リスク	水量・水質条件の遵守、施設機能を維持する責任		原則負担	(民間帰責でない場合)
不可抗力リスク	被災した施設の復旧	異常な天然現象による被災		負担
		軽微な損害	負担	
	維持管理の範疇となる事象		原則負担	(施設能力を超える場合)
特定法令変更リスク	新たな設備投資			対応(負担)
	経常経費の増加		負担(次期料金改定で反映)	
需要変動リスク	通常範囲内の変動		負担(次期料金改定で反映)	
	工業用水道事業における著しい需要の変動			一定以上の増減は県が負担
物価変動リスク	通常範囲内の変動		負担(次期料金改定で反映)	
	著しい物価変動			臨機に料金按分率を変更することで負担
	流域下水道事業における著しい電気料金の変動			臨機に対象事業の料金按分率を変更することで負担
その他	運営権者の責に帰さないリスクによる重大な影響 (原価割れ等)		協議 (運営権者の責に帰さない部分は、料金按分率見直し等を協議)	

4

20 保険

運営権者が付保すべき保険については、要求水準書で提示する。

運営権者は、その他に事業運営の安定性の確保に必要と考える保険を自らの判断で適宜付保するものとし、付保した保険契約の内容及び保険証書の内容については、県の確認を得るものとする。

2.2 運営権者の権利義務に関する制限及び手続

(1) 運営権の処分

運営権者は、PFI法第26条第2項に基づく県の許可を予め得た場合は、運営権を譲渡することができる。

(2) 運営権者の株式の新規発行及び処分

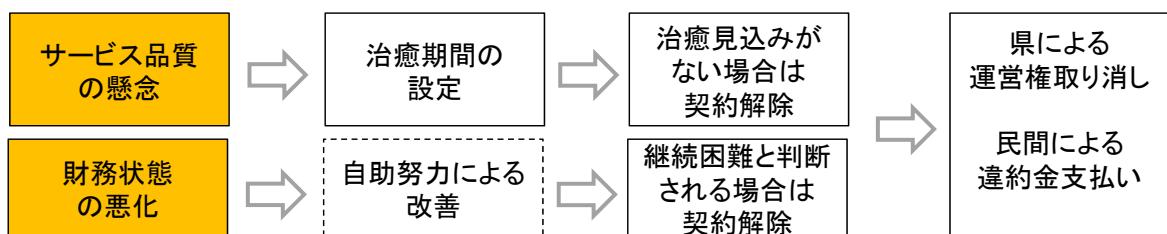
運営権者は、運営権者の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式（議決権株式）、及び運営権者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない株式（無議決権株式）を発行することができる。

なお、本事業の公共性を鑑み、議決権株式については、その新規発行及び処分において、一定の制限（例：議決権株式の新規発行時における県の事前承認等）を設ける予定である。

2.3 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業は3事業を一体で行う事業であり、原則として一部事業のみ解除することはしない。

(1) 運営権者帰責の場合



21 運営権者の権利義務に関する制限及び手続

(1) 運営権の処分

運営権者は、PFI法第26条第2項に基づく県の許可をあらかじめ 得た場合は、運営権を譲渡することができる。

(2) 運営権者の株式の新規発行及び処分

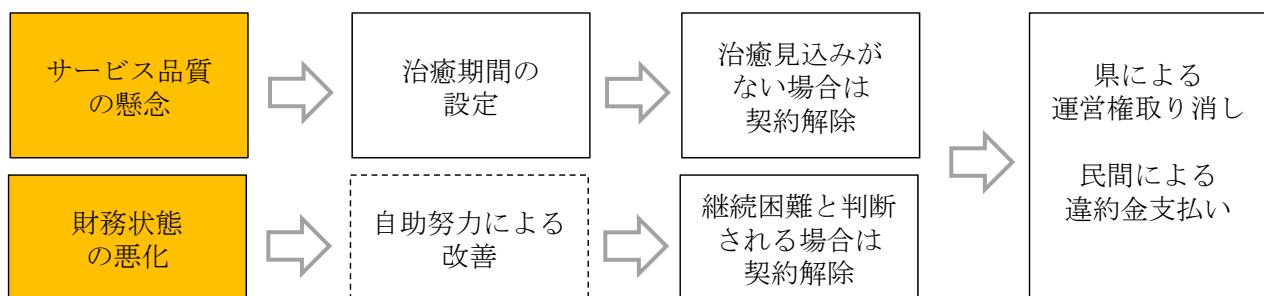
運営権者は、運営権者の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式（議決権株式）、及び運営権者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない株式（無議決権株式）を発行することができる。

なお、本事業の公共性を鑑み、議決権株式については、その新規発行及び処分において、一定の制限（例：議決権株式の新規発行時における県の事前承認等）を実施契約書において設ける予定である。

22 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

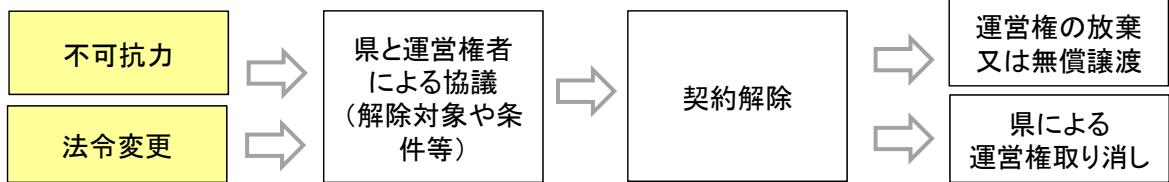
- ・本事業は3事業を一体で行う事業であり、基本的に一部事業のみ解除することはしない。
- ・運営権者は、実施契約を解除する場合、県又は県の指定する第三者に対する引継ぎが完了するまでの間、自らの責任で本事業を継続しなければならない。

(1) 運営権者帰責の場合



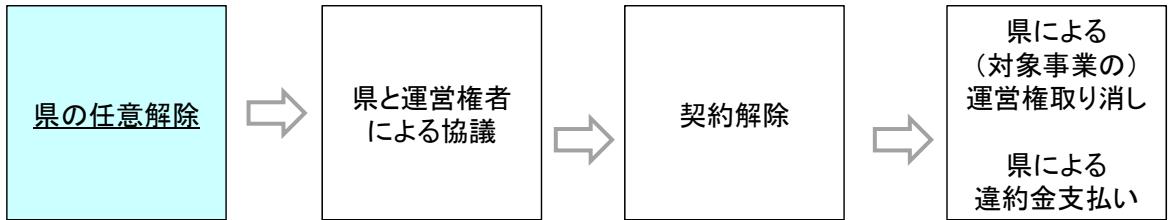
23 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

(2) 不可抗力等の場合



※ 県及び運営権者に生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は負わない。

(3) 県帰責の場合



22 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

(2) 前項以外の場合

